

「映像を活用した体験型コンテンツの造成」に関する業務 仕様書

1 委託業務名

「映像を活用した体験型コンテンツの造成」に関する業務

2 業務目的

外国人観光客が長崎市観光を更に楽しみ、また周遊を促進できる映像コンテンツを造成し提供することで、観光スポット、イベント等の付加価値や魅力を向上し、満足度向上と消費拡大を図るもの。コンテンツの造成にあたっては「映像を体験する」をテーマに、VR等の最先端技術を活用するとともに、外国人目線での意見を取り込むことにより、単に見るだけでなく体験できる映像コンテンツを造成し、そのコンテンツを有効活用するもの。

3 業務期間

契約の日から平成31年3月15日まで

4 業務内容

韓国・台湾・欧米豪の20～30代の若者層や個人客をターゲットにして、次の業務を行う。

(1) 体験型映像コンテンツの造成

ア 内容

VRやAR、ドローン等を使った先進的な技術を活用して体験型映像コンテンツを造成する。

イ コンテンツ造成数

3本（旅前に効果的なもの1本、旅中・旅後に効果的なもの2本）

ウ 実施期間

平成30年7月から平成31年3月15日

エ コンテンツイメージ

最新技術等を活用した時空を超えた体験

(2) コンテンツの活用

ア 内容

訪日外国人旅行者の長崎誘客に向けて、YouTube等SNSや長崎市の総合観光サイト等による配信（旅前・旅中）、また、外国人観光客が市内の主要観光スポットで体験することで、帰国後に更なる訪日意欲を喚起させる（旅中・旅後）。その他、アジア、欧米豪等で開催される海外旅行博覧会等の場で活用できるものとする（旅前）。

イ 活用目標

利用者（再生数）：30,000回

YouTube等SNSリーチ数：12,000回

ウ 実施期間

平成30年9月から平成31年3月15日

エ その他

映像を活用した体験型コンテンツの促進を周知するチラシ等を作成する。

(3) 映像撮影・編集

委託者との調整に基づき、以下の通り取材、撮影、編集、MA、オーサリング等を行い、完成させること。

- ① 大型スクリーン等での上映も考慮に入れ、相当の画質・品質とすること。
- ② 必要に応じターゲット層の言語（英語、韓国語、中国語（繁体・簡体）に応じたテロップ作成やナレーション、VR・AR等の利用方法の説明資料作成を行うこと。
- ③ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。
- ④ 撮影場所は、長崎市内において実施するものとする。なお、具体的な撮影場所等は委託者と協議の上で決定する。
- ⑤ 取材・撮影にあたっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、委託者の承認を受けること。
- ⑥ 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。
- ⑦ 委託者の立ち合いのもと、事前に試写を行い、委託者の承認を得た上で完成させること。なお、試写の結果、委託者が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。

(4) 成果物の納品

コンテンツの形状に応じた成果品を収めること。

(6) 留意事項

季節映像やイベントなど契約期間に撮影ができない映像については既存の映像の利用を可能とする。ただし、利用に係る一切の費用は委託費に含まれる。また、利用に係る権利処理は受託者が行うこととする。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

- ① 当事業で造成した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページやプロモーション、イベント等に随時使用、複製でき、かつ、長崎市の観光PRのため、第三者が自由に二次使用できるものとする。
- ② 造成にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者

との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや仕様検討の負担と責任は、
全て受託者が行う。

(4) 権利処理

- ① 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。
- ② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ③ 本映像の行使に関するあらゆる二次使用料は、一切発生しないものとする。
- ④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

(5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、受託者の指示するところによるものとする。

以上